処　分　基　準

平成19年２月21日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の８（車両の使用の制限の基準）
処　分　基　準：使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画係（電話025-285-0110 内線5023）
備　　考：

別添　処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 / 車両の種類	前歴なし			前歴１回			前歴２回以上
	３回	４回	５回以上	２回	３回	４回以上	１回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	３月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	２月	２月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	１月	１月